

(成長投資促進補助金 対象者要件)

中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号に定める中小企業者

次の1、2のいずれも満たす者が該当します。

1. 法人形態等（いずれかであること）

<ul style="list-style-type: none">● 会社（株式会社、合名会社（土業法人を含む）、合同会社、合資会社、有限会社）● 個人事業主

2. 業種別の基準

主たる事業を営んでいる業種	（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他 （下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※以下の方は「常時使用する従業員」に含まれません。

- 会社役員
- 個人事業主本人及び専従者
- 臨時の従業員（日雇い労働者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者、試用期間中の者）